及自由協定項目

合併協定項目は次のとおりです。 第5回合併協議会(2頁参照)で決定した

8 地方税の取扱いに関すること

【固定資産税】

平成20年度課税までは旧町の税率(※1)に より課税し、平成21年度より税率を1.%とす (不均一課税とする。)

(※1)現在の税率

園部町 日吉町 1.4 1.6 % 美山町 八木町 1.61.5 % %

固定資産税の課税免除(※2) いて、過疎法指定地域については適用する。 は、新市にお

(※2)課税免除

過疎地域において、特定の事業を実施する者 げるものです。 過疎地域指定のある美山町にも適用範囲を広 在、日吉町においてのみ実施されていますが、 に対する固定資産税の課税免除措置です。現

都市計画税

平成2年度課税までは旧町の税率(※3)に より課税し、平成21年度より税率を2%とす (不均一課税とする。)

(※3)現在の税率 園部町 0.3

八木町 0.2

19 18 診療所の取扱い

【直営診療所(※4)】

現行のまま新市に継承する。

【公設民営の診療所(※5)】

- 地域医療活動助成は新市に継承し、 助成額は
- 助成に包括する。 遠隔地往診費用助成は廃止し、地域医療活動 新市の財政計画に基づき決定する。
- 公設民営診療所建設借入金償還助成は、現基
- 【その他の診療所(※6)】 金等を活用して、新市移行までに整理する。
- 現行のまま新市に継承する。

(※4)直営診療所

林健センター診療所(美山町)

(※5)公設民営の診療所

美山診療所·宮島診療所(美山町)

(※6)その他の診療所

南八田診療所(園部町)、神吉診療所(八木町)

21-1 - ③バス交通対策の取扱い

町営バス

バスに一元化し、合併後に路線・ダイヤ・利 美山町営バス、日吉町営バスは合併時に市営 用料金の調整を行う。

- 保し、合併後早期に運行する。 の施設、人員等の中でダイヤ改正等により確 美山町から園部町までの市営バス路線を現行
- 検討する。 新市に継承し、 園部町の園篠線、癒しの森線は、現行のまま 合併後に市営バスへの移行を
- 合併後にバス対策総合計画を策定し、 見直しを行い、 等を推進する。 スクールバス混乗方式の導入 路線の

【路線バス】

・現状を新市に引継ぎ、 移行を検討する。 合併後、市営バスへの

21-11-⑩コミュニティ対策の取扱い

地域コミュニティの活性化支援を目的とした から適用する。 治振興補助事業として一元化し、新市発足時 補助事業は、合併までに各町の補助制度を自

部が決定した合併協定項目

第5回合併協議会で一部のみが決定した主 な合併協定項目は次のとおりです。

19 11 国民健康保険の取扱い (その2)

貸付制度

- 高額療養費貸付は一元化の上、新市に継承す る。京都府国保連合会制度を斡旋する。
- ・出産育児一時金貸付は一元化の上、新市に継 承する。基金を創設して、貸付を行う。

19 13 環境事務の取扱い(その2)

調整する。

1 - ⑨参照)に基づき、新市において協議

【地球温暖化防止】

・太陽光発電等に係る補助制度(※7)につい 事業実施にあたっては、新市財政計画に基づ き対応する。 ては一元化の上、新市に移行する。ただし、

(※7)太陽光発電等に係る補助制度

住宅用太陽光(熱)発電システムの設置者に 制度化されています。 る事業で、現在、八木町及び日吉町において 対し、予算の範囲内において補助金を交付す

19 16 各種社会福祉事業等の取扱い その3

【家族介護慰労事業】

円/年を支給する。 支給する。介護保険サービス利用者は、8万 月、準寝たきり・準痴呆は1万5千円/月を を重度に限定し、寝たきり・痴呆は3万円/ 一元化に調整の上、新市に移行する。対象者

19-20) 学校教育の取扱い(その3)

【スクールバス】

現行のまま新市に継承する。児童・生徒の通 学手段の均衡を図るため、交通機関のない遠 については、 て、スクールバス・市営バスの具体的運行等 距離通学地域についてはバス通学を基本とし 「バス交通対策の取扱い」

19 22 社会教育の取扱い(その4)

【学童保育】

・一元化の上、新市に継承する。現行の開設場 団体との調整を行い、実施内容等を統一し、 所(箇所数)を基本とし、合併前に関係機関 での間は、運営内容等を現行のまま継承する。 年度当初から新市で運営を行う。年度移行ま

14 5 使用料及び手数料等の取扱いに 関すること(その1)

(上水道等)

(基本的使用料

水道使用料(上水道及び簡易水道)は、新市 体系とする。 移行後も当分の間(5年以内)は現行の料金

(新規給水分担金) 新規給水分担金は全て(上水道・簡易水道・

飲料水供給施設) 口径13ミリ 20ミリ 189,000円 統一し、次のとおりとする。 105,000円 (消費稅込)

30ミリ 25ミリ 315,000円 231,000円

40ミリ 577,500円

50ミリ 924,000円

100ミリ以上 75ミリ 2,100,000円 別途決定

> 合併協定項目の決定内容については 紙面の関係上、その一部を抜粋または編 して掲載していますので、ご了承ください。

> なお、会議資料については、会議当日に 傍聴人に対する閲覧用資料として準備す る他、各町役場においても、会議の翌日か ら閲覧:コピー(有料)することができま また、協議会のホ 速やかに掲載する予定にしていますので、

ご利用ください。

【下水道等】

(基本的使用料)

(手数料) 下水道使用料は、新市移行後も当分の間 年以内)は現行の料金体系とする。

5

排水設備確認手数料と排水設備検査手数料を 1,000円とする。 統一して排水設備工事申請手数料とし、1件

督促手数料は、1件100円とする。

